

# 2025年度 豊田小学校 いじめ防止基本方針

(いじめ防止対策推進法 13条による)

## 基本理念

- いじめ防止に取り組み、だれもが安心して楽しく学べる学校をめざします。
- いじめ防止に取り組み、不登校や問題行動の減少につなげます。
- いじめ防止に取り組み、子どもたちの生きる力を向上させます。

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要となります。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」との基本的な認識に立つことが必要です。子どもたちが安心して楽しく学べ、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、地域から信頼される学校の実現を目指し、豊田小学校では組織的にいじめ対策に取り組んでいきます。

## 方針の内容

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの態様
- 3 いじめに対する基本的な考え方
- 4 いじめの未然防止に向けて
- 5 いじめの早期発見に向けて
- 6 いじめの早期解消に向けて
- 7 いじめ防止対策委員会の設置

※いじめ防止対策推進法抜粋

※いじめ防止に関わる用語解説

### 1 いじめの定義

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3 いじめに対する基本的な考え方

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、被害者側にも問題があるという見方をしない。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### 4 いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 保護者と協力し、互いに連携を深めながらいじめの未然防止を図る。
- (5) 日頃から問題意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知に努める。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 5 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、家庭・地域とも協力して 実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談 等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(観察、情報交換、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話・家庭訪問、懇談会、チェックシート 等)
- (4) 地域・関係機関と連携する。(市教委、児童相談所、警察等との連携)

### 6 いじめの早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、「いじめ防止・対策委員会」(別掲)が中心となって組織的に対応し、解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等教職員が1人で抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 事実確認に基づき、速やかに子どもや保護者に経緯や指導方針等を説明する。
- (4) いじめた子どもには、行為の善悪をしっかり理解させた上で、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、継続的な支援を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているいじめ解決支援チームの活用を図る。

## 7 いじめ防止対策委員会の設置

本校では、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、各学年主任、スクールカウンセラーをメンバーとして「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて、中津市いじめ問題専門委員会に相談し支援を求める。

### 【いじめ防止に関する用語解説】

#### ① ネット上のいじめ

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上の掲示板、学校非公式サイト、ブログ、プロフ、ライン等などに、悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする等のいじめ。

#### ② いじめ解決支援チーム

県の生徒指導推進室が組織した専門家によるサポートチーム。平成25年4月4日に発足。学校だけでは解決が難しいいじめが見つかった場合、臨床心理士としての専門的な知識を持った第三者が学校に向いてサポートし、いじめの早期解決に向けて取り組む。

#### ③ 大分県警スクールソーラー

専門的知識を有する警察官OB等が学校からの要請に応じて訪れ、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度。

#### ④ スクールカウンセラー

学校の相談機能を高めることを目的として、県教育委員会が配置している臨床心理の専門家。児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教育相談全般についての教職員への指導・助言等を行う。

#### ⑤ いじめアンケート調査

いじめ問題の実態把握を目的に、児童生徒を対象に行っている質問紙調査。公立小中学校において定期的に実施し、教育委員会に報告。

#### ⑥ 出席停止措置

性行不良で他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合、学校教育法の規定により市町村教育委員会が児童生徒の出席停止を命ずることができる。本人に対する懲戒という観点からではなく、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度。

### (組織)



